7 農産第 5685 号
7 畜産第 3303 号
令和８年４月２日

一般社団法人　日本種苗協会　会長　殿

農林水産省農産局長
農林水産省畜産局長

農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針

これまで、農業生産に由来する使用済プラスチック（ 以下、「農業由来廃プラスチック」という。） については、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通達）等に基づき、排出抑制、適正処理及び流出防止といった対策を進めてきた。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号）をはじめとした各種法制度が整備されてきた。

そのような中、最近では中東情勢の不安定化等、プラスチック原料である石油の安定供給に影響を及ぼす事象が生じており、プラスチック資材の価格や安定供給への影響も懸念されている。国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築及び環境負荷低減のため、農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用及び持続可能な資源の利用といった対策の重要性が一段と高まっている。

このため、行政機関、農業団体、農業者等による農業生産に由来する使用済プラスチックの対策が、より一層推進されるよう、下記のとおり「農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針」を新たに示すこととした。

ついては、本方針に沿って、農業由来廃プラスチックの対策の推進を図るとともに、本方針について貴団体の傘下会員又は組合員への周知・指導等をお願いする。

なお、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通達）は廃止する。

記

1　農業由来廃プラスチックの対策の基本的な考え方

（1）背景

農業生産において、プラスチック資材は多岐にわたり使用されており、作物の生育環境の安定化などの機能を発揮することにより、食料安定供給の確保に寄与している。

一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を図るため、「プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日付け関係９省庁連名）」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年５月 31 日付け関係閣僚会議）」を策定し、プラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めることとしたところである。

近年、我が国では資源循環の促進のため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号）、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和６年法律第 41 号）等の各種法制度が整備された。また、国際的には、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向け、政府間交渉委員会（ＩＮＣ）において交渉が継続される中、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）では、我が国も参画しつつ、「農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン」が策定され、農業委員会（令和６年 10 月）で各国による活用推奨が決議された。

そのような中、最近では中東情勢の不安定化など、プラスチック原料である石油の安定供給に影響を及ぼす事象が生じており、プラスチック資材の価格や安定供給への影響も懸念されている。

このように、国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築及び環境負荷低減のため、農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用、持続可能な資源の利用といった対策の重要性が一段と高まっている。

（2）基本的な方向性

農業由来廃プラスチックの対策として、排出抑制、資源の有効利用（リサイクルを基本に、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収。以下同じ。）を基本とした適正処理及びバイオマス・再生プラスチックといった持続可能な資源の利用に係る環境負荷低減に有効な取組を推進する。海洋プラスチックごみの流出防止の観点からも、排出抑制及び適正処理は重要である。これらの取組により、プラスチックの使用量を低減し、リサイクルにより国内原料を確保するとと

もに、再生プラスチックを使用した農業生産資材を利用することで、持続可能な農業生産体制への構造転換を図る。なお、当該対策に当たっては、経済性、技術的可能性、労働確保性等も総合的に考慮の上、食料安定供給の確保との両立を図ることとする。

行政機関及び農業団体（以下「関係機関」という。）は、農業者に対し、情報共有等の必要な支援を講ずるとともに、必要に応じてプラスチック資材の製造事業者、流通販売業者、処理業者等と相互に連携協力を図るものとする。

また、農業由来廃プラスチック対策の効果的かつ円滑な推進のため、排出抑制、適正処理等の各取組の方向性を第２項から第４項までのとおり示す。プラスチック被覆肥料について、関係機関は「緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の流出防止に向けた対応の継続・強化について」（令和８年２月 13 日付け７農産第 4549 号農林水産省農産局長通知）において示した肥料の製造事業者や流通販売業者と連携した取組等を推進し、農業者への普及を図るものとする。

（３）目指す姿

国内では、プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日９省庁連名）において、2035 年までにすべての使用済プラスチックを 100％リサイクル等により有効利用することを目指すべき方向性としている。農業においては、当該戦略を踏まえた農林水産省地球温暖化対策計画（令和７年４月 15 日改定）の目標のとおり、農業由来廃プラスチックを 2030 年までに 90％、2035 年までに 100％有効利用することを目指す姿とし、関係機関、農業者等と共通認識をもつことで、農業由来廃プラスチック対策を効果的かつ円滑に推進する。

さらに、生産現場をはじめとする関係者の理解を得ながら、ヒアリング等により使用、回収、処理等の各主体の具体的な方策の情報収集を行うとともに、意欲的な取組を後押しすることとする。また、循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月閣議決定）に示されているとおり、資源循環の取組を全国各地で進めていく際には、人口や主要産業等の要因で地域ごとに最適な資源循環のモデルが異なることに留意する必要があることから、農業由来廃プラスチック対策の推進会議を開催するなどし、引き続き、地域ごとの実態に応じた最適な資源循環の推進手法を検討する。

目指す姿の進捗は、都道府県ごとの状況を適時、調査することにより確認する。都道府県は、当該調査に協力するとともに、都道府県ごとの資源の有効利用の割合の向上が図られるよう対策を推進するものとする。

２　農業由来廃プラスチックの排出抑制の考え方

関係機関は、農業者に対し、食料安定供給との両立を考慮の上、以下のとおり、排出抑制に資する資材の使用及びプラスチック資材の使用の合理化を促進することにより、農業由来廃プラスチックの排出抑制を推進する。併せて、排出抑制に資する資材の効果、製品情報、使用方法等の情報発信を行うことで農業者の取組を支援する。

また、農業者は、関係機関による以下の取組を了知の上、環境負荷の低減、廃棄物処理の合理化等の効果や経済性、生産性等への影響を総合的に考慮の上、農業由来廃プラスチックの排出抑制に努める。

その他、プラスチック資材の製造事業者は、プラスチック使用製品設計指針（令和４年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号。以下「製品設計指針」という。）に定められた取り組むべき事項及び配慮すべき事項を踏まえた、農業生産資材の製品設計を行うことによる環境負荷低減の取組が期待される。また、プラスチック資材の流通販売業者は、関係機関が行う排出抑制に資する資材の効果、使用後の適切な処理等に係る情報発信と協働し、販売時に農業者へ情報提供を行うことへの協力が期待される。

（１）排出抑制に資する資材の使用の促進

農業生産資材において、長寿命化及び減量化に資する資材、生分解性（ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質をいう。以下同じ。）をもつ素材を使用した資材等、排出抑制に資する資材の開発・販売が進んでいる。

このことを踏まえ、関係機関は、当該資材の使用を促進し、農業由来廃プラスチックの排出抑制を推進する。また、製品設計指針に基づき、今後とも当該資材の開発が進むことが期待されることから、今後の動向にも留意する必要がある。

ア　長寿命化及び減量化に資する資材の使用の促進

農業生産資材において、長寿命化及び減量化に資する資材の使用を促進する。

長寿命化に資する資材として、耐久性が強化されたハウス用の中長期展張フィルムの使用を促進する。当該資材は、農業由来廃プラスチックの排出抑制に加え、張り替え作業を抑制し、作業の省力化、コストの削減等にも資する点も考慮の上、農業者が資材を選択できるよう情報を発信する。

また、減量化に資する資材として、製品に使用するプラスチックが減量化された、薄膜化した農業用フィルム（ハウス用フィルム及びマルチフィルム）の使用を促進する。ただし、特に生分解性マルチを除くマルチフィルムは、

環境への流出防止、食料安定供給の確保等の観点から、従前の強度等の機能が確保されていることに留意する必要がある。

イ　生分解性をもつ素材を使用した資材の使用の促進

生分解性をもつ素材としては、生分解性プラスチック、紙等の生分解性を持つバイオマス（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。））等の素材が挙げられ、生分解することから廃プラスチックの排出抑制に資する。

紙・生分解性マルチは、使用後、作物の残渣と一緒に土壌にすき込むことが可能であり、土等の汚れの多いポリマルチの回収、洗浄、運搬等の作業が不要となる。このように、土壌での生分解性をもつ農業生産資材は、省力化及び処理コストの低減など、廃棄物処理の合理化にも資する。

このため、使用後の回収が困難、回収は可能だが回収・異物の除去時の作業負担が大きい等の農業生産資材については、生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を促進する。

ただし、生分解性プラスチックの素材を使用した資材については、科学的根拠に基づく共通の技術評価手法に基づく認証制度等により生分解性が担保されることが重要である。また、日本の気象条件が多様であることを踏まえ、実環境での分解を確認しているものを推奨する。使用後は、農業者による管理のもと、土壌へすき込む等の適切な処理が必要である。これらについて、併せて農業者に対し、情報を発信する。

（2）プラスチック資材の使用の合理化の促進

関係機関は、プラスチック資材の使用量の最適化、長期使用等によるプラスチック資材の使用の合理化を促進する。

農業者は、飼料を保存する際に使用するサイレージラップについて、飼料の保存期間、保存場所の環境、草種の違い等に留意しながら、適切な巻き数でサイレージ調製することにより、使用量の最適化を図る。このほか、農業者は、複数回又は一定の期間使用可能な資材について、農業生産性も考慮の上、海洋プラスチックごみの流出に影響のない範囲で、管理、修繕等を行い、できる限り長期使用するよう努める。例えば、育苗箱、硬質ポット等は、使用環境や病害の発生状況などの利用実態に留意しながら、使用後に洗浄・消毒を行い反復利用するなどにより、さらなる長期使用を図る。

また、農業者は、国際情勢の変動に伴うプラスチック資材の価格や供給などの状況の変化を踏まえ、必要に応じてプラスチック資材の使用に代わる代替技術の活用を検討する。例えば、ポリマルチは、地温調節、雑草抑制等の多機能を有す

る資材であるが、その使用目的に応じた機能の代替性等を考慮の上、雑草抑制機能を有するリビングマルチ等の使用を検討する。

3　資源の有効利用を基本とした農業由来廃プラスチックの適正処理の考え方

農業者が排出する農業由来廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）等の関係法令において、農業者は自らの責任で適正に処理する義務とともに、資源の有効利用を図ることが規定されている。

このため、農業者は、回収を徹底するとともに、種類別に分別、混入する異物を除去し、資源の有効利用に努める。

循環型社会形成推進基本法において、地方公共団体は、適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施する責務が示されている。また、通常、個々の農業者が排出する廃プラスチックの量が少なく、かつ、その発生地点が広く分散しており、農業者個々において処理を行うより、一体的に処理を行う方が、経済性及び環境負荷の観点で一定の効果が期待できるものと考えられる。

このため、関係機関は、以下のとおり、既存の回収・処理体制の運用強化や改善、農業者への適正処理に関する情報提供等、必要な支援措置を積極的に講ずるものとする。

循環型社会形成推進基本法において、製品等の製造、販売等を行う事業者は、適正に循環的な利用が行われることを促進する責務が示されており、拡大生産者責任（EPR）の理念を含んでいる。また、プラスチック資源循環促進法においても、製造・販売事業者による自主回収・再資源化の促進が位置付けられており、これは EPR の考え方に基づくものである。

この EPR の理念を踏まえ、製造事業者においては、製品の循環的利用が適正に行われるよう、製品設計・素材選択等の面で取組を進めることが重要である。また、農業者との主要な接点を担う農業資材の流通販売業者は、地域での回収・処理体制の構築に重要な役割を果たすことが求められる。流通販売業者は地域の実情を把握していることから、市町村等の関係機関と連携し、地域における一体的な回収・処理に積極的に関与することが望まれる。

（１）農業由来廃プラスチックの適正処理の推進体制の整備

ア　地域段階の回収・処理体制

市町村は、市町村、農業協同組合、流通販売業者、農業者等の関係者から構成される市町村適正処理推進協議会を地域における回収・処理の実態に応じて

設置するなど、農業由来廃プラスチックの適正処理に向け地域における一体的な回収・処理を推進するための組織的な体制（以下「市町村協議会等」という。）を整備し、農業者、農業協同組合、農業資材販売業者への指導を行うものとする。

また、市町村協議会等は、農業由来廃プラスチックの回収範囲、回収方法（規格を含む）、回収時期、処理方法、回収処理経費の分担・徴収方法等を定め、地域における一体的な回収・処理に向けた調整を行うとともに、必要に応じて広域連携に向けた調整を実施するものとする。

なお、農業協同組合が主体となって回収等を行う場合、その組合員のみを対象としている事例が多く見られる一方、農業協同組合の労力、費用等の負担分を回収処理経費へ上乗せした上でその組合員でない者からも回収している事例も見られた。市町村は、農業協同組合の組合員以外の農業者の処理・回収の状況も把握した上で、適切な回収・処理が行われていない場合等には、農業協同組合、農業資材販売業者等と連携し、適切な回収・処理が行われるよう取り組むことが求められる。農業協同組合、農業資材販売業者等は、これへの協力に努めるものとする。

イ　都道府県段階の回収・処理体制

都道府県レベルでの関係者の定期的な協議の場の設置、その他必要な支援措置を講ずるための体制として、都道府県は、都道府県、農業協同組合連合会県本部（旧経済連を含む）、関係市町村、市町村協議会、処理業者、流通販売業者等の関係者で構成される都道府県適正処理推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設置することを基本とする。

都道府県協議会は、関係機関への情報提供及び適正処理の推進に関する指導を行うほか、市町村協議会等から回収及び処理の実施状況に関する情報を収集し、資源の有効利用の推進を行うとともに、必要に応じて広域連携に向けた調整を実施するものとする。

なお、地域実態を踏まえ都道府県協議会を設置しない場合にあっても、関係機関と連携し都道府県がその役割を担うものとする。

適正処理及び資源の有効利用の推進を行うに当たり、都道府県又は都道府県協議会としての基本的な方針を市町村協議会等へ示すことが有効である。

基本的な方針を示す手段として、都道府県協議会による適正処理推進計画の策定のほか、都道府県の策定する廃棄物処理計画等の各種計画の活用等が考えられる。

ウ　関係機関における情報共有体制の構築

都道府県内においては、連絡体制を構築し、回収及び処理に係る実態把握を一層進めるとともに、国等から得られる適正処理及び資源の有効利用に関する必要な情報を市町村協議会や農業者等に確実に伝達することが重要であり、その実施にあたり、都道府県協議会が中心的な役割を担い、市町村協議会等も連絡体制の構築に協力する。

（２）分別及び異物の除去

プラスチック資源循環促進法（令和３年法律第 60 号）においては、排出事業者は、再資源化等の促進に資する措置を講ずることとされている。リサイクルは、その性質上、適切な分別が行われていることを前提として成立するものであり、このため、リサイクルを行う場合には、農業者が使用済プラスチックを種類別（塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系フィルム（農 PO、農酢ビ、農ポリ）等）に分別し、混入する異物（土砂、植物残渣、金属等）を除去することが、リサイクルを円滑かつ効率的に行う上で特に重要である。このため、市町村協議会等は、分別・選別・洗浄の徹底について農業者への指導を行うものとする。

また、リサイクルは、分別・選別・洗浄の労力等が必要となるものの、農業由来廃プラスチックが資源として再生利用されることから、処理料金が単純焼却又は埋立処分に比べ安価となる地域もあり、処理料金の低減につながる可能性がある。実際に、農業者への分別・選別・洗浄の徹底指導により、土の付着が少なくリサイクルしやすい廃プラスチックが回収され、処理料金についても無償または比較的安価での引き取りが実現している事例も確認されている。市町村協議会等は、地域実態に応じ、処理料金の低減に係る可能性も検討の上、農業者の理解と協力を得ることが望ましい。

（３）回収・運搬

農業由来廃プラスチックの適正処理を推進するためには、地域全体で安定的かつ確実に回収を実施することが不可欠である。地域ごとに回収方法や分別方法等が異なることから、農業者は、市町村協議会等の関係機関が定めるルールを事前に確認し、適切な対応を徹底するものとする。

農業由来廃プラスチックの回収の現場では人手不足に加え、リサイクル推進に伴う分別・洗浄指導の負担増大が懸念される。こうした状況に対応するため、回収の負担が大きい場合には、電子マニフェストの活用によるデジタル化の推進は有効な手段の１つである。電子マニフェストは、管理票の保管作業の効率化や管理票の紛失リスクの低減、処理量や処理方法等の実績データを可視化し、業務効

率化及び資源循環の推進に資する。なお、活用に当たっては、収集運搬業者や処理業者も電子マニフェストを導入していることが必要であるため、市町村協議会等や収集運搬事業者、処理業者のいずれもが電子マニフェストを利用できる環境を整えることが重要である。

一方、国内における農業由来廃プラスチックの排出量は減少傾向にあり、処理業者の経営安定性の確保や効率的な処理のためには、一定量以上の集荷量の確保が課題となっている。循環型社会形成推進基本計画において示されている「各地域・各資源に応じた最適な規模での循環」の考え方等を踏まえ、地域単独では十分な量の確保が難しい場合や処理業者が近隣に存在しない場合等は、広域連携により、市町村又は都道府県内での共同回収を基軸としつつ、広域的な運搬の実施により、処理体制の最適化を推進する。既存の輸送ネットワーク（帰り荷等）を有効活用することにより、輸送効率を向上させるとともに、資源の有効利用を実現している事例も確認されている。地域の実情に応じて、広域的な視点を持って処理体制を構築することが重要である。

（４）適正処理

適正処理は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえるとともに、循環型社会形成推進基本計画において素材循環を重視することも踏まえ、プラスチックの特性を活かした素材循環重視のリサイクル（マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル）を基本とする。また、国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築のため、リサイクルによる国内原料の確保をより一層推進する。

ア　マテリアルリサイクル

素材別に見ると、塩化ビニルフィルムについては、マテリアルリサイクルが最も多く行われており、引き続き、当該処理を推進する。

また、ポリオレフィン系フィルムについては、熱回収による処理が主流であり、マテリアルリサイクルの事例は多くない。一方、近年、ポリオレフィン系フィルムのマテリアルリサイクルに向け、農業用マルチフィルムへの再生利用等の取組が進められており、マテリアルリサイクルの普及が期待される。

イ　ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルは、廃プラスチックを化学的に分解し、化学原料として再生するもので、ガス化、油化等の手法がある。現状、農業由来廃プラスチックについても、ケミカルリサイクルに取り組まれている事例もあるが、取組は

一部に留まる状況。更なる取組拡大に向けて、関係機関においては、今後の技術進展を踏まえ、農業者と調整を図りながら、地域の実情に応じて、積極的な活用を推進することが望まれる。

ウ　熱回収

ポリオレフィン系フィルムの処理については、現在、熱回収が最も多く行われており、農業由来廃プラスチックは主に固形燃料（RPF）やフラフとして使用され、セメント工場、製紙工場、発電所における燃料として活用されている。なお、できる限り循環的な利用（リサイクル）を基本とし、経済性、技術的可能性、労働確保性等を考慮した上で困難な場合には、熱回収が行われるものとする。

エ　その他（単純焼却、埋立処分）

単純焼却及び埋立処分については、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適切な方法で行うことが求められる。単純焼却は、リサイクルや熱回収が地域的な条件や経済的負担により困難な場合に、法定基準に適合した焼却設備で行うこととする。また、埋立処分は、所定の場所において破砕、切断等の中間処理を施したうえで、リサイクルや熱回収による対応が経済性、技術的可能性、地域的事情等により困難な場合に限り、やむを得ず実施するものとする。

4　持続可能な資源の利用の考え方

プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日９省庁連名）の中で、より持続可能性が高まることを前提に再生不可能な資源への依存度を減らし、バイオマス及び再生プラスチックといった持続可能な資源に置き換えるという持続可能な資源の利用の考えが基本原則に加えられた。さらに、最近のプラスチック資材の価格や安定供給への影響が懸念されている中において、国内のバイオマス及び再生プラスチックを使用することの重要性が一段と高まっている。

また、農業生産資材として、バイオマス又は再生プラスチックを使用したマルチ、ポット等の開発・販売が確認されている。

このことを踏まえ、関係機関は、農業者に対し、持続可能な資源を利用した資材の使用を促進する。また、農業者は、経済性等への影響を総合的に考慮の上、持続可能な資源の利用に努める。

なお、バイオマス又は再生プラスチックの含有率等に係る認証制度等を活用し、信頼性を担保された農業生産資材を使用することが重要である。

㊥

7 農産第 5685 号
7 畜産第 3303 号
令和８年４月２日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
殿

農林水産省農産局長
農林水産省畜産局長

農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針

これまで、農業生産に由来する使用済プラスチック（ 以下、「農業由来廃プラスチック」という。） については、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通達）等に基づき、排出抑制、適正処理及び流出防止といった対策を進めてきた。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号）をはじめとした各種法制度が整備されてきた。そのような中、最近では中東情勢の不安定化等、プラスチック原料である石油の安定供給に影響を及ぼす事象が生じており、プラスチック資材の価格や安定供給への影響も懸念されている。国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築及び環境負荷低減のため、農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用及び持続可能な資源の利用といった対策の重要性が一段と高まっている。

このため、行政機関、農業団体、農業者等による農業生産に由来する使用済プラスチックの対策が、より一層推進されるよう、下記のとおり「農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針」を新たに示すこととした。

ついては、本方針に沿って、農業由来廃プラスチックの対策の推進を図るとともに、本方針について貴局管内の都道府県への周知・指導等をお願いする。その際、都道府県に対しては、管内の市町村への周知・指導等を図るよう併せて要請ありたい。

なお、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成７年 10 月 23 日付け７食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通達）は廃止する。

記

1　農業由来廃プラスチックの対策の基本的な考え方

（1）背景

農業生産において、プラスチック資材は多岐にわたり使用されており、作物の生育環境の安定化などの機能を発揮することにより、食料安定供給の確保に寄与している。

一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を図るため、「プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日付け関係９省庁連名）」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年５月 31 日付け関係閣僚会議）」を策定し、プラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めることとしたところである。

近年、我が国では資源循環の促進のため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号）、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和６年法律第 41 号）等の各種法制度が整備された。また、国際的には、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向け、政府間交渉委員会（ＩＮＣ）において交渉が継続される中、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）では、我が国も参画しつつ、「農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン」が策定され、農業委員会（令和６年 10 月）で各国による活用推奨が決議された。

そのような中、最近では中東情勢の不安定化など、プラスチック原料である石油の安定供給に影響を及ぼす事象が生じており、プラスチック資材の価格や安定供給への影響も懸念されている。

このように、国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築及び環境負荷低減のため、農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用、持続可能な資源の利用といった対策の重要性が一段と高まっている。

（2）基本的な方向性

農業由来廃プラスチックの対策として、排出抑制、資源の有効利用（リサイクルを基本に、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収。以下同じ。）を基本とした適正処理及びバイオマス・再生プラスチックといった持続可能な資源の利用に係る環境負荷低減に有効な取組を推進する。海洋プラスチックごみの流出防止の観点からも、排出抑制及び適正処理は重要である。これらの取組により、プラスチックの使用量を低減し、リサイクルにより国内原料を確保するとと

もに、再生プラスチックを使用した農業生産資材を利用することで、持続可能な農業生産体制への構造転換を図る。なお、当該対策に当たっては、経済性、技術的可能性、労働確保性等も総合的に考慮の上、食料安定供給の確保との両立を図ることとする。

行政機関及び農業団体（以下「関係機関」という。）は、農業者に対し、情報共有等の必要な支援を講ずるとともに、必要に応じてプラスチック資材の製造事業者、流通販売業者、処理業者等と相互に連携協力を図るものとする。

また、農業由来廃プラスチック対策の効果的かつ円滑な推進のため、排出抑制、適正処理等の各取組の方向性を第２項から第４項までのとおり示す。プラスチック被覆肥料について、関係機関は「緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の流出防止に向けた対応の継続・強化について」（令和８年２月 13 日付け７農産第 4549 号農林水産省農産局長通知）において示した肥料の製造事業者や流通販売業者と連携した取組等を推進し、農業者への普及を図るものとする。

（３）目指す姿

国内では、プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日９省庁連名）において、2035 年までにすべての使用済プラスチックを 100％リサイクル等により有効利用することを目指すべき方向性としている。農業においては、当該戦略を踏まえた農林水産省地球温暖化対策計画（令和７年４月 15 日改定）の目標のとおり、農業由来廃プラスチックを 2030 年までに 90％、2035 年までに 100％有効利用することを目指す姿とし、関係機関、農業者等と共通認識をもつことで、農業由来廃プラスチック対策を効果的かつ円滑に推進する。

さらに、生産現場をはじめとする関係者の理解を得ながら、ヒアリング等により使用、回収、処理等の各主体の具体的な方策の情報収集を行うとともに、意欲的な取組を後押しすることとする。また、循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月閣議決定）に示されているとおり、資源循環の取組を全国各地で進めていく際には、人口や主要産業等の要因で地域ごとに最適な資源循環のモデルが異なることに留意する必要があることから、農業由来廃プラスチック対策の推進会議を開催するなどし、引き続き、地域ごとの実態に応じた最適な資源循環の推進手法を検討する。

目指す姿の進捗は、都道府県ごとの状況を適時、調査することにより確認する。都道府県は、当該調査に協力するとともに、都道府県ごとの資源の有効利用の割合の向上が図られるよう対策を推進するものとする。

２　農業由来廃プラスチックの排出抑制の考え方

関係機関は、農業者に対し、食料安定供給との両立を考慮の上、以下のとおり、排出抑制に資する資材の使用及びプラスチック資材の使用の合理化を促進することにより、農業由来廃プラスチックの排出抑制を推進する。併せて、排出抑制に資する資材の効果、製品情報、使用方法等の情報発信を行うことで農業者の取組を支援する。

また、農業者は、関係機関による以下の取組を了知の上、環境負荷の低減、廃棄物処理の合理化等の効果や経済性、生産性等への影響を総合的に考慮の上、農業由来廃プラスチックの排出抑制に努める。

その他、プラスチック資材の製造事業者は、プラスチック使用製品設計指針（令和４年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第１号。以下「製品設計指針」という。）に定められた取り組むべき事項及び配慮すべき事項を踏まえた、農業生産資材の製品設計を行うことによる環境負荷低減の取組が期待される。また、プラスチック資材の流通販売業者は、関係機関が行う排出抑制に資する資材の効果、使用後の適切な処理等に係る情報発信と協働し、販売時に農業者へ情報提供を行うことへの協力が期待される。

（１）排出抑制に資する資材の使用の促進

農業生産資材において、長寿命化及び減量化に資する資材、生分解性（ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質をいう。以下同じ。）をもつ素材を使用した資材等、排出抑制に資する資材の開発・販売が進んでいる。

このことを踏まえ、関係機関は、当該資材の使用を促進し、農業由来廃プラスチックの排出抑制を推進する。また、製品設計指針に基づき、今後とも当該資材の開発が進むことが期待されることから、今後の動向にも留意する必要がある。

ア　長寿命化及び減量化に資する資材の使用の促進

農業生産資材において、長寿命化及び減量化に資する資材の使用を促進する。

長寿命化に資する資材として、耐久性が強化されたハウス用の中長期展張フィルムの使用を促進する。当該資材は、農業由来廃プラスチックの排出抑制に加え、張り替え作業を抑制し、作業の省力化、コストの削減等にも資する点も考慮の上、農業者が資材を選択できるよう情報を発信する。

また、減量化に資する資材として、製品に使用するプラスチックが減量化された、薄膜化した農業用フィルム（ハウス用フィルム及びマルチフィルム）の使用を促進する。ただし、特に生分解性マルチを除くマルチフィルムは、

環境への流出防止、食料安定供給の確保等の観点から、従前の強度等の機能が確保されていることに留意する必要がある。

イ　生分解性をもつ素材を使用した資材の使用の促進

生分解性をもつ素材としては、生分解性プラスチック、紙等の生分解性を持つバイオマス（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。））等の素材が挙げられ、生分解することから廃プラスチックの排出抑制に資する。

紙・生分解性マルチは、使用後、作物の残渣と一緒に土壌にすき込むことが可能であり、土等の汚れの多いポリマルチの回収、洗浄、運搬等の作業が不要となる。このように、土壌での生分解性をもつ農業生産資材は、省力化及び処理コストの低減など、廃棄物処理の合理化にも資する。

このため、使用後の回収が困難、回収は可能だが回収・異物の除去時の作業負担が大きい等の農業生産資材については、生分解性をもつ素材を使用した資材の使用を促進する。

ただし、生分解性プラスチックの素材を使用した資材については、科学的根拠に基づく共通の技術評価手法に基づく認証制度等により生分解性が担保されることが重要である。また、日本の気象条件が多様であることを踏まえ、実環境での分解を確認しているものを推奨する。使用後は、農業者による管理のもと、土壌へすき込む等の適切な処理が必要である。これらについて、併せて農業者に対し、情報を発信する。

（2）プラスチック資材の使用の合理化の促進

関係機関は、プラスチック資材の使用量の最適化、長期使用等によるプラスチック資材の使用の合理化を促進する。

農業者は、飼料を保存する際に使用するサイレージラップについて、飼料の保存期間、保存場所の環境、草種の違い等に留意しながら、適切な巻き数でサイレージ調製することにより、使用量の最適化を図る。このほか、農業者は、複数回又は一定の期間使用可能な資材について、農業生産性も考慮の上、海洋プラスチックごみの流出に影響のない範囲で、管理、修繕等を行い、できる限り長期使用するよう努める。例えば、育苗箱、硬質ポット等は、使用環境や病害の発生状況などの利用実態に留意しながら、使用後に洗浄・消毒を行い反復利用するなどにより、さらなる長期使用を図る。

また、農業者は、国際情勢の変動に伴うプラスチック資材の価格や供給などの状況の変化を踏まえ、必要に応じてプラスチック資材の使用に代わる代替技術の活用を検討する。例えば、ポリマルチは、地温調節、雑草抑制等の多機能を有す

る資材であるが、その使用目的に応じた機能の代替性等を考慮の上、雑草抑制機能を有するリビングマルチ等の使用を検討する。

3　資源の有効利用を基本とした農業由来廃プラスチックの適正処理の考え方

農業者が排出する農業由来廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）等の関係法令において、農業者は自らの責任で適正に処理する義務とともに、資源の有効利用を図ることが規定されている。

このため、農業者は、回収を徹底するとともに、種類別に分別、混入する異物を除去し、資源の有効利用に努める。

循環型社会形成推進基本法において、地方公共団体は、適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施する責務が示されている。また、通常、個々の農業者が排出する廃プラスチックの量が少なく、かつ、その発生地点が広く分散しており、農業者個々において処理を行うより、一体的に処理を行う方が、経済性及び環境負荷の観点で一定の効果が期待できるものと考えられる。

このため、関係機関は、以下のとおり、既存の回収・処理体制の運用強化や改善、農業者への適正処理に関する情報提供等、必要な支援措置を積極的に講ずるものとする。

循環型社会形成推進基本法において、製品等の製造、販売等を行う事業者は、適正に循環的な利用が行われることを促進する責務が示されており、拡大生産者責任（EPR）の理念を含んでいる。また、プラスチック資源循環促進法においても、製造・販売事業者による自主回収・再資源化の促進が位置付けられており、これは EPR の考え方に基づくものである。

この EPR の理念を踏まえ、製造事業者においては、製品の循環的利用が適正に行われるよう、製品設計・素材選択等の面で取組を進めることが重要である。また、農業者との主要な接点を担う農業資材の流通販売業者は、地域での回収・処理体制の構築に重要な役割を果たすことが求められる。流通販売業者は地域の実情を把握していることから、市町村等の関係機関と連携し、地域における一体的な回収・処理に積極的に関与することが望まれる。

（１）農業由来廃プラスチックの適正処理の推進体制の整備

ア　地域段階の回収・処理体制

市町村は、市町村、農業協同組合、流通販売業者、農業者等の関係者から構成される市町村適正処理推進協議会を地域における回収・処理の実態に応じて

設置するなど、農業由来廃プラスチックの適正処理に向け地域における一体的な回収・処理を推進するための組織的な体制（以下「市町村協議会等」という。）を整備し、農業者、農業協同組合、農業資材販売業者への指導を行うものとする。

また、市町村協議会等は、農業由来廃プラスチックの回収範囲、回収方法（規格を含む）、回収時期、処理方法、回収処理経費の分担・徴収方法等を定め、地域における一体的な回収・処理に向けた調整を行うとともに、必要に応じて広域連携に向けた調整を実施するものとする。

なお、農業協同組合が主体となって回収等を行う場合、その組合員のみを対象としている事例が多く見られる一方、農業協同組合の労力、費用等の負担分を回収処理経費へ上乗せした上でその組合員でない者からも回収している事例も見られた。市町村は、農業協同組合の組合員以外の農業者の処理・回収の状況も把握した上で、適切な回収・処理が行われていない場合等には、農業協同組合、農業資材販売業者等と連携し、適切な回収・処理が行われるよう取り組むことが求められる。農業協同組合、農業資材販売業者等は、これへの協力に努めるものとする。

イ　都道府県段階の回収・処理体制

都道府県レベルでの関係者の定期的な協議の場の設置、その他必要な支援措置を講ずるための体制として、都道府県は、都道府県、農業協同組合連合会県本部（旧経済連を含む）、関係市町村、市町村協議会、処理業者、流通販売業者等の関係者で構成される都道府県適正処理推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設置することを基本とする。

都道府県協議会は、関係機関への情報提供及び適正処理の推進に関する指導を行うほか、市町村協議会等から回収及び処理の実施状況に関する情報を収集し、資源の有効利用の推進を行うとともに、必要に応じて広域連携に向けた調整を実施するものとする。

なお、地域実態を踏まえ都道府県協議会を設置しない場合にあっても、関係機関と連携し都道府県がその役割を担うものとする。

適正処理及び資源の有効利用の推進を行うに当たり、都道府県又は都道府県協議会としての基本的な方針を市町村協議会等へ示すことが有効である。

基本的な方針を示す手段として、都道府県協議会による適正処理推進計画の策定のほか、都道府県の策定する廃棄物処理計画等の各種計画の活用等が考えられる。

ウ　関係機関における情報共有体制の構築

都道府県内においては、連絡体制を構築し、回収及び処理に係る実態把握を一層進めるとともに、国等から得られる適正処理及び資源の有効利用に関する必要な情報を市町村協議会や農業者等に確実に伝達することが重要であり、その実施にあたり、都道府県協議会が中心的な役割を担い、市町村協議会等も連絡体制の構築に協力する。

（２）分別及び異物の除去

プラスチック資源循環促進法（令和３年法律第 60 号）においては、排出事業者は、再資源化等の促進に資する措置を講ずることとされている。リサイクルは、その性質上、適切な分別が行われていることを前提として成立するものであり、このため、リサイクルを行う場合には、農業者が使用済プラスチックを種類別（塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系フィルム（農 PO、農酢ビ、農ポリ）等）に分別し、混入する異物（土砂、植物残渣、金属等）を除去することが、リサイクルを円滑かつ効率的に行う上で特に重要である。このため、市町村協議会等は、分別・選別・洗浄の徹底について農業者への指導を行うものとする。

また、リサイクルは、分別・選別・洗浄の労力等が必要となるものの、農業由来廃プラスチックが資源として再生利用されることから、処理料金が単純焼却又は埋立処分に比べ安価となる地域もあり、処理料金の低減につながる可能性がある。実際に、農業者への分別・選別・洗浄の徹底指導により、土の付着が少なくリサイクルしやすい廃プラスチックが回収され、処理料金についても無償または比較的安価での引き取りが実現している事例も確認されている。市町村協議会等は、地域実態に応じ、処理料金の低減に係る可能性も検討の上、農業者の理解と協力を得ることが望ましい。

（３）回収・運搬

農業由来廃プラスチックの適正処理を推進するためには、地域全体で安定的かつ確実に回収を実施することが不可欠である。地域ごとに回収方法や分別方法等が異なることから、農業者は、市町村協議会等の関係機関が定めるルールを事前に確認し、適切な対応を徹底するものとする。

農業由来廃プラスチックの回収の現場では人手不足に加え、リサイクル推進に伴う分別・洗浄指導の負担増大が懸念される。こうした状況に対応するため、回収の負担が大きい場合には、電子マニフェストの活用によるデジタル化の推進は有効な手段の１つである。電子マニフェストは、管理票の保管作業の効率化や管理票の紛失リスクの低減、処理量や処理方法等の実績データを可視化し、業務効

率化及び資源循環の推進に資する。なお、活用に当たっては、収集運搬業者や処理業者も電子マニフェストを導入していることが必要であるため、市町村協議会等や収集運搬事業者、処理業者のいずれもが電子マニフェストを利用できる環境を整えることが重要である。

一方、国内における農業由来廃プラスチックの排出量は減少傾向にあり、処理業者の経営安定性の確保や効率的な処理のためには、一定量以上の集荷量の確保が課題となっている。循環型社会形成推進基本計画において示されている「各地域・各資源に応じた最適な規模での循環」の考え方等を踏まえ、地域単独では十分な量の確保が難しい場合や処理業者が近隣に存在しない場合等は、広域連携により、市町村又は都道府県内での共同回収を基軸としつつ、広域的な運搬の実施により、処理体制の最適化を推進する。既存の輸送ネットワーク（帰り荷等）を有効活用することにより、輸送効率を向上させるとともに、資源の有効利用を実現している事例も確認されている。地域の実情に応じて、広域的な視点を持って処理体制を構築することが重要である。

（４）適正処理

適正処理は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえるとともに、循環型社会形成推進基本計画において素材循環を重視することも踏まえ、プラスチックの特性を活かした素材循環重視のリサイクル（マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル）を基本とする。また、国際情勢の変動に左右されにくい持続可能な農業生産体制の構築のため、リサイクルによる国内原料の確保をより一層推進する。

ア　マテリアルリサイクル

素材別に見ると、塩化ビニルフィルムについては、マテリアルリサイクルが最も多く行われており、引き続き、当該処理を推進する。

また、ポリオレフィン系フィルムについては、熱回収による処理が主流であり、マテリアルリサイクルの事例は多くない。一方、近年、ポリオレフィン系フィルムのマテリアルリサイクルに向け、農業用マルチフィルムへの再生利用等の取組が進められており、マテリアルリサイクルの普及が期待される。

イ　ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルは、廃プラスチックを化学的に分解し、化学原料として再生するもので、ガス化、油化等の手法がある。現状、農業由来廃プラスチックについても、ケミカルリサイクルに取り組まれている事例もあるが、取組は

一部に留まる状況。更なる取組拡大に向けて、関係機関においては、今後の技術進展を踏まえ、農業者と調整を図りながら、地域の実情に応じて、積極的な活用を推進することが望まれる。

ウ　熱回収

ポリオレフィン系フィルムの処理については、現在、熱回収が最も多く行われており、農業由来廃プラスチックは主に固形燃料（RPF）やフラフとして使用され、セメント工場、製紙工場、発電所における燃料として活用されている。なお、できる限り循環的な利用（リサイクル）を基本とし、経済性、技術的可能性、労働確保性等を考慮した上で困難な場合には、熱回収が行われるものとする。

エ　その他（単純焼却、埋立処分）

単純焼却及び埋立処分については、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適切な方法で行うことが求められる。単純焼却は、リサイクルや熱回収が地域的な条件や経済的負担により困難な場合に、法定基準に適合した焼却設備で行うこととする。また、埋立処分は、所定の場所において破砕、切断等の中間処理を施したうえで、リサイクルや熱回収による対応が経済性、技術的可能性、地域的事情等により困難な場合に限り、やむを得ず実施するものとする。

4　持続可能な資源の利用の考え方

プラスチック資源循環戦略（令和元年５月 31 日９省庁連名）の中で、より持続可能性が高まることを前提に再生不可能な資源への依存度を減らし、バイオマス及び再生プラスチックといった持続可能な資源に置き換えるという持続可能な資源の利用の考えが基本原則に加えられた。さらに、最近のプラスチック資材の価格や安定供給への影響が懸念されている中において、国内のバイオマス及び再生プラスチックを使用することの重要性が一段と高まっている。

また、農業生産資材として、バイオマス又は再生プラスチックを使用したマルチ、ポット等の開発・販売が確認されている。

このことを踏まえ、関係機関は、農業者に対し、持続可能な資源を利用した資材の使用を促進する。また、農業者は、経済性等への影響を総合的に考慮の上、持続可能な資源の利用に努める。

なお、バイオマス又は再生プラスチックの含有率等に係る認証制度等を活用し、信頼性を担保された農業生産資材を使用することが重要である。